

令和6年2月25日

京都工芸繊維大学 御中

令和6年度 奨学給付生 募集要領

一般財団法人 法華倶楽部四恩育英会

本育英会は、京都府下出身又は京都府下に在学する学生又は生徒に対する本年度奨学給付生募集を下記の要領で実施致します。

2、 奨学給付生の資格

貴大学在学中の学生で、学業人物ともに優秀であって将来を期待でき、下記の何れかの一つに該当し、学長が本育英会奨学給付生として適当と認めた学生。

但し、日本国籍を有する学生であって、大学生は3、4回生、及び大学院生とする。

- 1.地震、台風、風水害等自然災害を被ったため、経済的に困窮する家族の子弟。
- 2.犯罪被害を被ったため、経済的に困窮する家族の子弟。
- 3.学資支弁者等が倒産又は会社更生等のため、経済的に困窮する家族の子弟。
- 4.学資支弁者等が交通事故の被害を被ったため、経済的に困窮する家族の子弟。
- 5.母子家庭、又は、父子家庭で、経済的に困窮する家族の子弟。

2、 奨学給付生募集人数

奨学給付生 1名の推薦をお願いします。「奨学金給付規程」を同封致します。

3、 提出期日 **学内提出締切:令和6年4月22日(月)17:00 学生支援・社会連携課経済支援係** ~~令和6年5月17日(金)までに必着するよう、下記の書類を貴校から提出下さい。~~

~~提出先: 〒611-0028 宇治市南陵町3-1-28~~

~~一般財団法人 法華倶楽部四恩育英会 TEL 0774-23-5189~~

4、 提出書類

本育英会に提出頂く書類は、下記の通りです。

- (1) 奨学生願書 (所定の様式を同封)
- ~~(2) 学長の推薦書 (所定の様式を同封) ※推薦書は学内選考後に依頼します。~~
- (3) 直近の成績証明書
- (4) **令和5年度(令和4年分)課税証明書(または非課税証明書)★**

5、 選考決定

推薦締切後、応募者が多い場合は書類選考をいたします。書類選考で選ばれた方の中から本育英会の奨学給付生選考委員会にて選考し、採否を決定します。

選考結果の通知は、令和6年6月1日(土)に、貴大学宛に行います。

6、 奨学給付金の額

奨学給付金の給付額は、下記の通りです。今年一年に限る。

150,000 円

(つづく)

7、奨学給付金の交付

今回、奨学給付生に採用された人への奨学給付金の交付は、下記の期日に、年1回、全額貴大学を経て、奨学給付生に交付します。

奨学給付生は、交付された奨学給付金を在学中の大学より受領して下さい。

令和6年6月21日（金）に 150,000円 全額を

※ ご注意

下記の何れかに該当する応募の場合は、書類審査の「対象外」とする場合がございます。

- (1) 2年連続して応募した場合（昨年度の採用者以外を今年度の学内選考で優先します）
- (2) 「奨学給付生願書」の「支援団体からの給付」欄が未記入の場合。（記入必須項目）
- (3) 「奨学給付生推薦書」の学長の「推薦所見」欄が未記入の場合。

※ 応募書類記載の氏名・住所等個人情報については、奨学給付金給付のための諸手続に活用する他、奨学給付生選考委員会への提供等選考作業以外に利用又は第三者に提供などは致しません。

以 上

★課税証明書について

父及び母（ひとり親世帯の場合はどちらかのみで可）の令和5年度（令和4年分）課税証明書（又は非課税証明書）を提出して下さい。既に授業料免除申請等で上記証明書の原本を提出済の場合、コピーの提出でも可。その場合コピーの余白に「原本は〇〇〇申請時に提出済」と記載すること。

【応募・問い合わせ】

京都工芸繊維大学

学生支援・社会連携課経済支援係

075-724-7143（平日8:30-17:00） shogaku@jim.kit.ac.jp

奨学金給付規程

一般財団法人 法華俱樂部四恩育英会

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規定は、一般財団法人法華俱樂部四恩育英会（以下、「本会」という。）定款第4条（事業）の定めに基づき、本会は、優秀な学生又は生徒であつて、経済的理由により修学困難な者に対し学資を給付する。

(奨学給付生と奨学給付金)

第2条 本会から学資の給付を受ける者を奨学給付生といい、その学資を奨学給付金という。

(奨学給付生の資格)

第3条 本会の奨学給付生となる者は、京都府下学校在学生で、高等学校、短期大学、大学、大学院（以下、単に「学校等」という。）に在学し、学業人物ともに優秀であつて、学資の支弁が困難と認められ、学校長（「大学長または学校長」を、以下、単に「学校長」という。）が、当育英会奨学給付生として適当と認める人でなければならない。

(奨学給付金の額及び奨学給付生の募集人数、給付期間、)

第4条 奨学給付金の額及び奨学給付生の募集人数、給付期間等は、毎事業年度の事業計画立案に際して策定し、理事会がこれを決定する。

2、奨学給付金は、第11条の定めに基づき該当する場合を除き、返還を要しない。

第2章 奨学給付生の採用と奨学給付金の給付

(奨学給付生志望の手続)

第5条 奨学給付生志望者は、下記に定める書類を、本会に提出するものとする。

- (1) 奨学給付生願書 但し、高校生にあつては、保護者の同意を必要とする。
- (2) 現に在学する大学長または学校長の推薦する奨学給付生推薦書
- (3) 学資支弁者等の所得を証明する文書 但し、高校生の場合のみ。
- (4) その他必要とする書類

2、奨学給付生願書を受け取った学校長は、奨学給付生志望者を本会に推薦しようとするときは、第3条に定める資格を審査のうえ奨学給付生推薦書を作成し、前項に定める書類とともに本会に提出するものとする。

(奨学給付生の採用)

第6条 奨学給付生の採用は、奨学給付生選考委員会の選考を経て代表理事が決定し、その結果を在学学校長に通知する。

(奨学給付金の交付)

第7条 奨学給付金は、特別の事情があるときを除き、奨学給付金総額を、年に1回交付することを原則とする。

2、奨学給付金の交付は、在学学校長に委託して行うものとする。ただし、特に必要があると認めるときには、銀行に委託して交付することができる。

(奨学給付金受領書の提出)

第8条 奨学給付金の交付を受けた奨学給付生は、直ちに奨学給付金受領書を提出しなければならない。

(奨学給付金給付の打ち切り及び還付)

第9条 本会は、奨学給付生が、次の各号の一つに該当すると認められる場合は、在学学校長の意見を求めて、奨学給付金の給付を打ち切り、すでに給付した奨学給付金の一部又は全額の還付を求めることが出来る。

- (1) 退学、又は転学したとき
- (2) 停学又はその他の処分を受けたとき
- (3) 奨学給付金を給付の目的以外に使用したとき
- (4) いつわりの申請その他の不正の手段によって給付を受けたとき
- (5) 奨学給付金の給付を受けることを辞退したとき

第3章 その他、届出等

(奨学給付生に関する届出)

第10条 奨学給付生に第9条(1)及び(2)の各号の一つ、又は下記の各号の一つに該当する事由が生じた場合は、遅滞なく、学校長はその旨を書面によって本会に届けなければならない。

- (1) 休学、留学又は長期に涉って欠席するとき
- (2) 復学したとき

第4章 奨学給付生選考委員会

第11条 奨学給付生選考委員会は、理事(代表理事を除く。)、評議員及び学識経験者をもって構成する。

- 2、委員会の定数は、委員4名及び事務局員1名とする。
- 3、奨学給付生の選考は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 4、委員会の委員及び事務局員は、理事会の決議により選任する。
- 5、委員及び事務局員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

定時評議員会の終結の時までとする。

第5章 本規程の改廃

(規程の改廃)

- 第12条 この規程の改廃は、代表理事が起案し、理事会の決議を経て行う。
- 2、前項の決議のうち、重要な事項は、評議員会に報告するものとする。

附 則

- 1、この規程は、理事会の決議により承認を受けた日より効力を有する。
- 2、この規程は、平成30年4月27日開催の理事会により、承認可決された。
- 3、この規程は、令和元年4月26日開催の理事会により、下記の事項が改定された。
 - (1) 第2条本文より、「京都府出身または」の文言を削除する。
 - (2) 第5条第3号を削除し、第4号、第5号をそれぞれ1号ずつ繰り上げた。
 - (3) 第11条第5号に委員及び事務局員の任期を、新たに定めた。
- 4、この規程は、令和2年1月21日開催の理事会により、下記の事項が改定された。
 - (1) 第6条本文より、「及び本人の双方」の文言を削除する。
 - (2) 第7条第1項「奨学給付金総額を分割して、年に2回に分けて交付することを」の文言を、「奨学給付金総額を、年に1回交付することを」の文言に改定する。

令和2年1月21日 改定
以 上

四 恩 育 英 会 設 立 の 趣 意

一般財団法人 法華俱樂部四恩育英会

法華俱樂部四恩育英会は、昭和48年7月16日設立以来、ここに51年、お陰様で事業内容も充実し、特に奨学金受給者は総計539名に及び、すでに学窓を巣立って立派に社会人として活躍しておられる方々も多く、誠にご同慶の至りに存じます。これもひとえに、当育英会設立以来の評議員・理事・監事各位のご尽力の賜物と深く感謝申し上げます。

本法人を設立致しました趣意は、寄附申込人でありました株式会社法華俱樂部創立者故小島愛之助の報恩の行を未来永劫に存続せしめることにあります。

故人は、明治17年6月19日兵庫県多紀郡篠山町の米穀肥料商の家に生を享けましたが、5才にして母を失い、11才にして父を亡くして、貧窮のため尋常小学校3年までしか就学出来ず、自らの幼少時の艱難辛苦を思うにつけ、世の中には資質に恵まれながら経済的不如意のために就学に困難を生じている青少年の多いことを憂え、少しでも、その方々のお役に立ちたいと育英事業を思い立ち、財団法人の設立を期し、生前には遺憾ながら意思を果たすことを得ませんでした。

私ども後継人は故人の遺産を基金として、昭和48年7月16日、財団法人法華俱樂部四恩育英会を発足せしめたのでした。

いうまでもなく、「四恩」とは、「国の恩・師の恩・衆生の恩・親の恩」を指しますが、この四恩に報いることは、当育英会の目的とするところであります。

創立者の思想をいついつまでも継承し、故人の事蹟の内、不遇(経済的、家庭的、身体的、精神的)の人材への援助と、これを通じて国家有為の人材の育成に寄与することの実践を故人の生前同様以上に永続せしめることが本法人設立の趣意であります。

代表理事 小島 直人 記。